

令和6年第1回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和6年1月11日(木)午後3時00分から午後3時25分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		5番	長谷川	貴子
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

- 4 欠席委員 なし

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 令和5年度第8次農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他

- 6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局次長 森田 勲

農業委員会事務局主査 青木 秀直

- 7 農地利用最適化推進委員(3名)

後藤 良和 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 1 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の氏名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3 番長崎光男委員、4 番野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 から整理番号 6 については、関連する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 から整理番号 6 までについて、一括してご説明させていただきます。

場所につきましては、3 ページをご覧ください。

整理番号 1 から整理番号 6 までの農地の所在は、全て麻生字割畑、地目は登記簿・現況共に畑で、合計 15 筆、合計面積は 8,306 m²となります。

今回の整理番号 1 から整理番号 6 までの農地につきましては、以前、令和元年 5 月の農業委員会総会におきまして、農地の賃貸借権の設定を目的として、農地法第 3 条の許可を受けましたが、借受人の諸事情により、令和 2 年 5 月 20 日付けで解約された農地になります。

解約手続きにより書面上は解約されましたが、貸付人と借受人の話し合いにより、解約された農地の草刈りや耕耘などの管理を借受人の関係者等により継続されておりますので、今回、再度、農地の賃貸借権の設定を目的として、農地法第 3 条の許可

を申請したものです。

借受人の労力総数は3人、申請事由は、貸付人が規模縮小、借受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、借受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は貸付人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地及び周辺は畑作地帯であり、借受人は許可後、ネギを作付けする計画なので問題はないと思われ

ます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を長崎委員から報告願います。

○3番（長崎光男）

申請されました農地について現地を確認したところ、申請地はすでにネギの作付けされておりまして、適正に管理されておりまして、したがって特に問題はないと思われ

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1から整理番号6については関連する案件なので、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1から整理番号6を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1から整理番号6については、許可する

ことに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、4ページ、議案第2号 整理番号1について、ご説明いたします。

場所につきましては、5ページをご覧ください。

農地の所在は、龍角寺字敷内、地目は登記簿が畑、面積は138㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は現在も農業用倉庫として使用されているもので、既存の建物の状況や平成13年10月2日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を長崎委員から報告願います。

○3番（長崎光男）

申請地は、申請者が以前、住んでいた宅地に接続されていた農地になります。

現況としましては、農業用倉庫として使用されている状態でした。以上です。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま

す。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、6ページ 議案第3号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、7ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字出口、地目は登記簿・現況共に畑、面積は76㎡です。

内容は賃貸借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は5,000円になります。期間は令和6年1月22日から令和16年1月21日までの10年間となっております。

本件は、農地中間管理事業を活用した賃貸借権の設定になります。

農地の中間管理権を取得する「千葉県園芸協会」が、貸し手と借り手の間に入り農用地の転貸を行うものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第4号 令和5年度第7次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、8ページ 議案第4号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、9ページをご覧ください。

農地の所在が北辺田字下埜、地目は登記簿・現況共に田、面積は3,000㎡です。

譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

所有権の移転時期と引渡時期は、令和6年2月16日となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、規模拡大を目指す意欲があり、今後も水稻を作付けする計画のため周辺地域の農地利用に支障が生ずる恐れはないと考えます。

このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われま

す。また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農作業常時従事要件及び全部効率利用要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

(挙手なし)

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま

(賛成者挙手)

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第4号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第5号 令和5年度第8次農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、10ページ 議案第5号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、11ページをご覧ください。

農地については、この後の報告第1号で合意解約された農地になります。

農地の所在が北辺田字出口、地目は登記簿・現況共に畑、面積は2,697㎡です。

譲渡人、譲受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。

所有権の移転時期と引渡時期は、令和6年2月16日となっております。

本件も、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の所有権移転をするもので、譲受人は、町の認定農業者に登録されており、規模拡大を目指す意欲があり、今後も申請地は、ネギ栽培及び水稻栽培の種苗用ハウスとして利用する計画であり周辺地域の農地利用に支障が生ずる恐れはないと考えます。

このことから、今回の利用集積計画は、町で定める基本的な構想に適合し地域との調和要件は問題ないと思われます。

また、譲受人の営農状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農作業常時従事要件及び全部効率利用要件は問題ないと思われます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第5号 整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま
す。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第5号 整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までについては、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、12ページ 議案第6号 整理番号1から整理番号3までについて、一括してご説明させていただきます。

整理番号1から整理番号3までの農地については、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をした農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」

に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し賃借権の設定を行うものです。

場所につきましては、14ページから16ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が布太字香取、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,446㎡他1筆で、合計3,417㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が布太字下羽生、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,214㎡他4筆で、合計3,904㎡です。

最後に、整理番号3 農地の所在が酒直字落合埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,034㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1俵相当額又は1.5俵になります。期間は令和6年1月22日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人については、地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第6号 整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第6号 整理番号1から整理番号3までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第6号 整理番号1から整理番号3までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、17ページ、報告第1号 整理番号1について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字出口、地目は登記簿・現況共に畑、農振農用地で面積は2,697㎡他1筆で、合計3,301.95㎡です。

貸付人、借受人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、使用貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第1回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時25分閉会